

改正入管法のポイント

円滑な外国人受入れのために
受入れ制度を正しく理解

— 外国人材の受入れと在留資格「特定技能」 —

元福岡入国管理局局長 元札幌入国管理局局長 元東京入国管理局羽田空港支局長

- 著者：山中 政法 / 佐藤 義一 / 福山 和昭
- 体裁：A5判・横組・並製本（カバージャケット）・総頁 276 頁
- ISBNコード：978-4-939156-39-7 C3032
- 本体 2,800 円(税別) + 送料 300 円



目次

はしがき

I 部 「改正 入管法」(平成 30 年法律第 102 号) のポイント

- 1 特定技能の在留資格に係る制度
- 2 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針
- 3 特定技能の在留資格の創設等
- 4 特定技能外国人としての技能等の評価
- 5 特定技能外国人の受入れ機関
- 6 特定技能雇用契約
- 7 特定技能外国人の上陸手続等
- 8 特定技能の在留資格に係る上陸審査基準
- 9 在留資格認定証明書の交付の一時停止等
- 10 特定技能外国人に係る各種届出
- 11 特定技能外国人支援計画
- 12 1 号特定技能外国人支援
- 13 登録支援機関
- 14 登録支援機関としての登録等
- 15 特定技能所属機関に対する指導及び助言
- 16 特定技能の在留資格の変更等
- 17 罰則の整備
- 18 特定技能外国人受入れに関する運用要領に基づく各種提出書類一覧
- 19 特定の産業分野を所管する関係行政機関の長が定める基準

II 部 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

- 1 総合的対応策策定までの動き —最近の出入国管理行政のトレンド—
- 2 総合的対応策のもつ意味—移民政策との関連—
- 3 総合的対応策の概要と現状認識・課題

本書の特色

本書は、実務者を対象として編集したもので、「I 部 改正 入管法(平成 30 年法律第 102 号)のポイント」と「II 部 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の 2 部構成に加え、閣議決定の資料等を「参考資料」として盛り込んでいます。

1 特定技能の在留資格に係る制度

○ポイント

- 我が国の産業界においては、人口減少、少子・高齢化に伴い人手不足が深刻化。
- いわゆる「骨太の方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)において、外国人材の受入れ制度を拡充するための新たな在留資格を創設し、外国人材の受入れを更に進めていくことを決定。
- 法務省が、受入れ業種の検討、在留管理体制の強化、日本語教育の充実等の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を実施。その司令統制の下、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、政府一体となって取り組んでいくことを決定。

○解説

(1) 外国人材の受入れ方針

人口減少、少子・高齢化に伴って我が国の生産年齢人口は減少の一途をたどっており、深刻な人手不足の状況にあります。そうした状況を踏まえ、経済財政運営と改革の基本方針 2018「少子高齢化の克服による持続的な成長戦略の実現」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)、「参考資料」(248 頁参照)、いわゆる「骨太の方針 2018」において、外国人材の受入れ制度を拡充するための新たな在留資格を創設し、外国人材の受入れを更に進めていくこととされました。そして、法務省が、受入れ業種の検討、在留管理体制の強化、日本語教育の充実等の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととされ、その司令統制の下、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、政府一体となって取り組んでいくこととされました(「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」について)(平成 30 年 7 月 24 日閣議決定、「参考資料」251 頁参照)。

2. 閣議決定・公表文書等

「特定技能の在留資格に係る制度に関する閣議決定の要旨」(19)

「骨太の方針 2018」(248)

「平成 30 年 6 月 15 日閣議決定」(248)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

「外国人材の受入れ環境の整備に関する策定の基本方針」(251)

- 4 総合的対応策に求められるもの
—日本が目指すべき多文化共生社会—
- 5 総合的対応策の充実について (補足説明)
—総合的対応策の今後の動きと充実の方向性—

参考資料

1. 参考法令
2. 閣議決定・公表文書等

FAX

03-3367-1361

Mail

office@legal-info.co.jp

改正 入管法のポイント

— 外国人材の受入れと在留資格「特定技能」 —

部 を申し込みます。

年 月 日

フリガナ					
お名前	Ⓜ				
ご住所	〒 _____ 都道府県 _____ 区市町村 _____				
連絡先	TEL		FAX		E-mail
請求先	機関名：			所属：	
必要書類	□見積書： 通		□納品書： 通		□請求書： 通